

財政健全化の取組み

平成27年10月

島 根 県

1 財政健全化の進捗状況

(1) 財政健全化基本方針の策定

島根県の財政は、平成19年度時点において、今後200億円台後半の収支不足が続いていくと見込まれる危機的な状況にあり、財政の健全化が「待ったなし」の課題となっていました。

この異例の財政状況から出来るだけ早く脱し、財政の健全性を取り戻すため、平成19年10月に「財政健全化基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定し、財政健全化に取り組んでいます。

(2) 財政健全化の目標

この基本方針では、財政健全化の目標を次のとおり掲げています。

概ね10年後において、130億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にする。

(3) これまでの取組み

① 集中改革期間（20～23年度）

- 平成20年度から平成23年度までの4年間を「集中改革期間」とし、抜本的な改革を集中して実行しました。

この期間に、毎年度見込まれる収支不足200億円台後半のうち、200億円程度の収支改善をしました。

② 第1期経過監視期間（24～25年度）

- 平成24年度及び平成25年度の2年間を「経過監視期間」とし、経済情勢や国の動向等を注視しながら財政健全化に取り組みました。
- この期間中は、集中改革期間における取組効果を維持しつつ、毎年度の取組等を通じて、平成24年1月時点の収支見込みに比べて、80億円程度（執行段階での節減による財源の確保50億円を除くと30億円程度）の収支改善をしました。

③ 第2期経過監視期間（26～27年度）

- ・ 平成26年3月に「今後の財政健全化の取組み方針」（以下「今後の取組み方針」といいます。）を策定し、平成24年度及び平成25年度にとってきた経過監視の期間を、平成27年度まで2か年延長して、引き続き、経済情勢や国の動向等を注視しながら財政健全化に取り組みました。
- ・ この期間中も、集中改革期間における取組効果を維持しつつ、毎年度の取組等を通じて、平成25年11月時点の収支見込みに比べて、80億円程度（執行段階での節減による財源の確保50億円を除くと30億円程度）の収支改善をしました。

(4) 第2期経過監視期間（26～27年度）の取組内容

今後の取組み方針に基づき、平成26年度及び平成27年度において、主として次のとおり具体的な取組みを行いました。

① 行政の効率化・スリム化

- ・ 職員定員の削減
- ・ 特別職の給与及び一般職の管理職手当の特例減額

② 事務事業の見直し

- ・ 一般施策経費（県の判断により行っている一般的な施策にかかる経費）、経常経費（施設の維持管理など毎年度決まって支出される固定的な経費）、一般的な公共事業については、集中改革期間における段階的な縮減の取組み効果を維持

■ 集中改革期間の段階的な取組み

- ・ 一般施策経費の平成23年度の一般財源を平成19年度の概ね50%に削減
 - ・ 経常経費の平成23年度の一般財源を平成19年度の概ね90%に削減
 - ・ 一般的な公共事業の平成23年度の県費負担額を平成19年度の概ね70%に削減
- ・ 県債の発行抑制や繰上償還の実施などによって、県債残高の縮減を図り、公債費を抑制

③ 財源の確保

- ・ 県独自課税の活用
- ・ 基金の運用収入の確保
- ・ 県有財産の売却や有効活用の促進
- ・ 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ

(5) 財政健全化の状況

このように財政健全化に取り組んだ結果、第2期経過監視期間の最終年度の平成27年度における収支不足額は15億円となる見込みで、基本方針の目標に沿って改革が進んでいます。

平成20年度以降、毎年度、目標を若干上回る収支改善ができた結果、平成27年度末の基金の残高は163億円となる見込みで、目標の135億円に対して28億円の積み増しとなる予定です。

① 収支不足額（基金取崩し額） （単位：億円）

	集中改革期間				経過監視期間			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目 標	105	100	90	50	30	25	20	15
実 績	102	100	87	46	27	24	20	(15)

注：H27の数値は執行段階での節減による財源の確保50億円を含んだ見込額

② 基金残高 （単位：億円）

	集中改革期間				経過監視期間			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目 標	465	365	275	225	195	170	150	135
実 績	468	376	290	245	219	196	178	(163)

注：H27の数値は執行段階での節減による財源の確保50億円を含んだ見込額

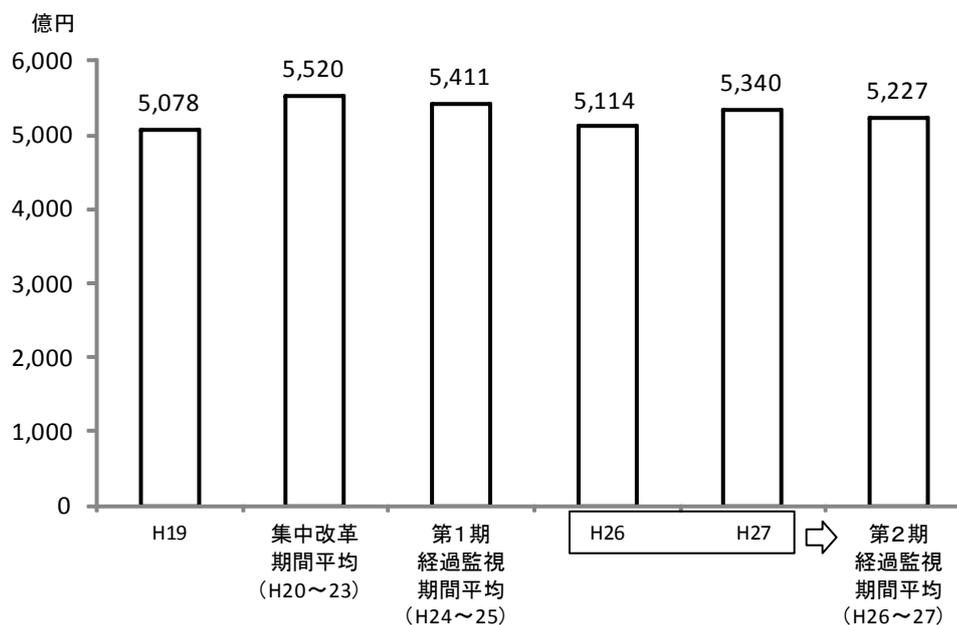
2 第2期経過監視期間における予算の状況

基本方針に基づき財政健全化を進める一方で、予算編成に当たっては、国の経済対策や地方創生・人口減少対策の動き等にも対応しつつ、県民生活や経済活動の発展に必要な予算を確保するよう努めてきました。

(1) 予算総額

第2期経過監視期間（26～27年度）の予算額の平均は5,227億円で、平成20年9月のリーマンショックを契機とした国の経済対策が縮小されたため、集中改革期間（20～23年度）の平均5,520億円及び第1期経過監視期間（24～25年度）の平均5,411億円と比較して減額となったものの、改革前の平成19年度の規模を上回った額を維持しています。

予算総額の推移



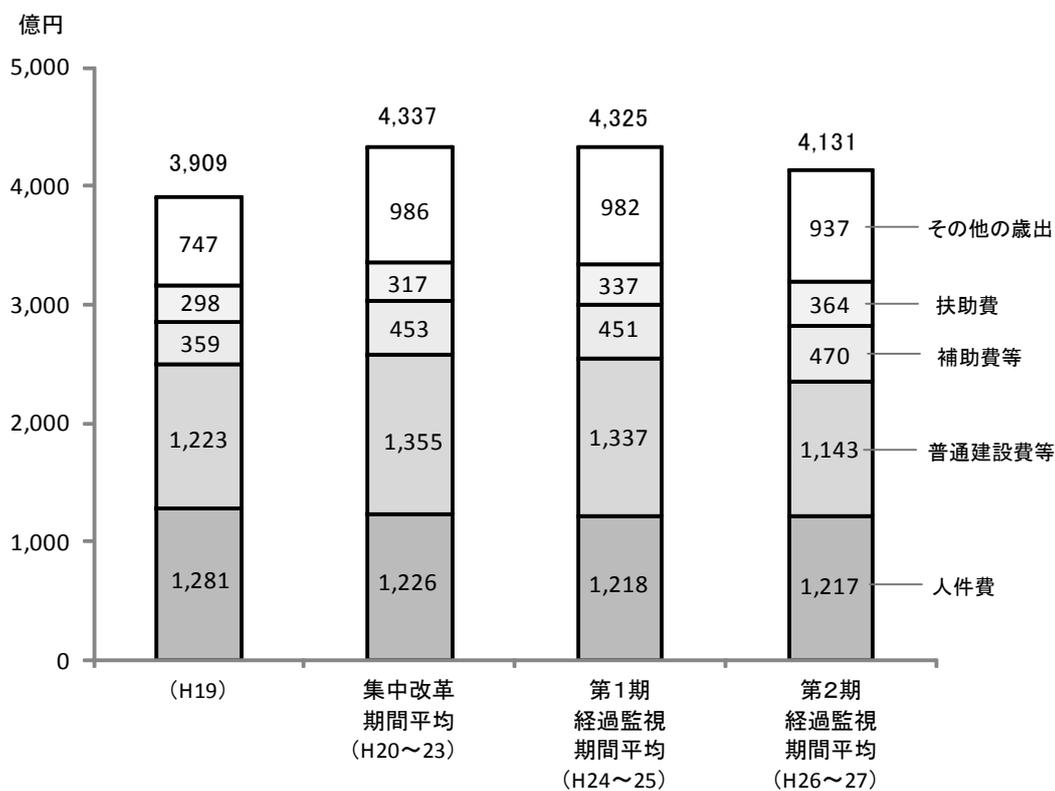
■ 予算総額（最終予算額。H27は9月補正予算案後予算額。）

(2) 歳出予算

歳出予算のうち、県民サービスの直接的な経費である「一般歳出予算(*1)」について見ると、第2期経過監視期間の平均は4,131億円で、集中改革期間の平均4,337億円及び第1期経過監視期間の平均4,325億円と比較して減額となっています。

経済対策事業の縮小により予算は減額となりましたが、平成27年度は新たに地方創生・人口減少対策に積極的に取り組んだほか、安全・安心な県土づくり、安定した生活を支える公共サービスの充実にも重点的に予算配分を行いました。

歳出予算のうち「一般歳出予算」の推移



■歳出予算(最終予算額。H27は9月補正予算案後予算額)

*1 借金の返済金である公債費と他の都道府県や県内市町村に税収を配分する税収連動交付金等を除く経費をいいます。

(3) 歳入予算

歳入予算は、県税や地方交付税などのように用途が特定されず、県の判断でどのような経費にも使うことができる「一般財源」と、国からの補助金のように用途が定められ、他の用途に流用できない「特定財源」とに分けることができます。

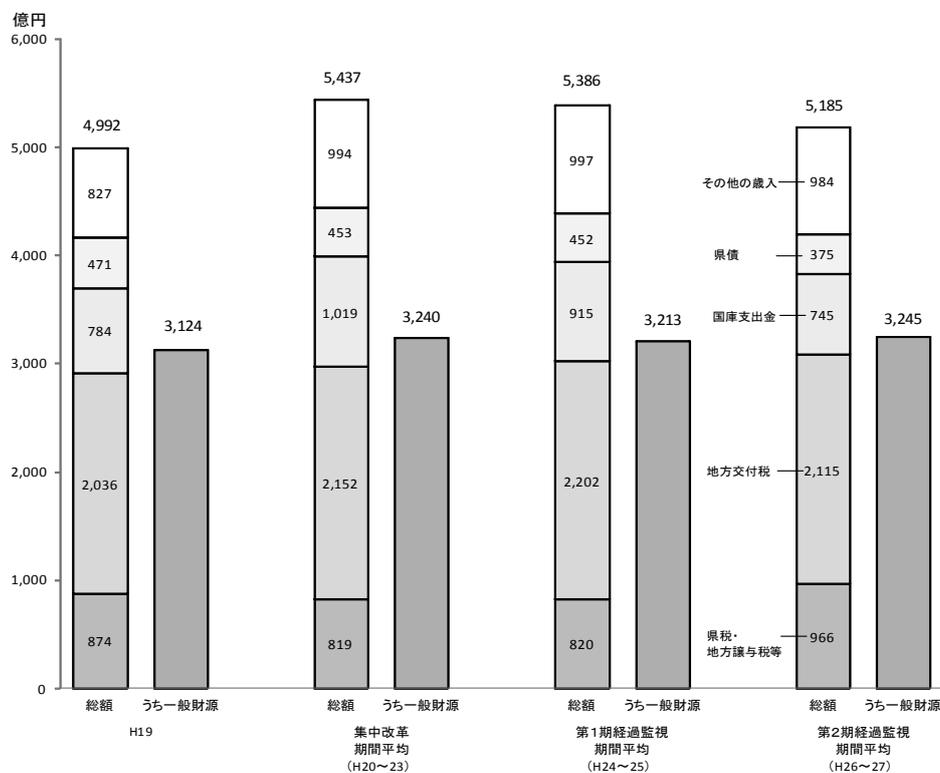
歳入予算（財政調整基金取崩額を除く）の第2期経過監視期間の平均は5,185億円で、集中改革期間の平均5,437億円及び第1期経過監視期間の平均5,386億円と比較して減額となっています。

一方で、第2期経過監視期間の一般財源（財政調整基金取崩額を除く）は3,245億円で、集中改革期間の平均3,240億円及び第1期経過監視期間の平均3,213億円と比較して増額となっています。

基本方針で目標とする「収支均衡」とは、「県の貯金である基金を取り崩して財源補てんをすることなく、単年度において一般財源が不足しない状態」をいい、一般財源の確保が財政健全化の大きな課題となっています。

平成29年度の収支均衡の達成に向けて、引き続き、県税や地方交付税などの一般財源の確保・充実に努めます。

歳入予算のうち一般財源の推移



■ 歳入予算 [財政調整基金取崩額を除く] (最終予算額。H27は9月補正予算案後予算額。)

3 今後の改革の進め方

第2期経過監視期間と位置付けた平成26年度及び平成27年度の2年間の実績については、県民の皆様や県議会のご理解とご協力も頂き、職員定員の削減、歳出の見直し、歳入の確保などの取組みにより、概ね、財政健全化基本方針及び今後の財政健全化の取組み方針に沿って進んできました。

しかし、県財政は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しているため、財政基盤が脆弱です。また、一般財源の大半は、人件費、公債費、扶助費などの義務的な経費に充てられており、歳出面では弾力性に乏しいものとなっています。これまでの取組みにより財政収支は改善してきていますが、「財政見通し」（平成27年度～33年度）では、今後も80億円程度（執行段階での節減による財源の確保50億円を除くと30億円程度）の収支不足が見込まれています。

こうした中で、地方創生・人口減少対策に取り組みつつ、改革の目的である中長期的に持続可能な財政運営を実現するためには、今後とも、これまでの取組みや実績を維持しつつ、

- (1) 行政の効率化・スリム化
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 財源の確保

の取組みを更に進めていく必要があります。

平成28年度からの2年間は、平成29年度における収支均衡の目標を達成するための仕上げの期間となります。引き続き、経済情勢や国の動向をよく注視しつつ、県内各界各層のご意見もよく伺いながら、職員の定員管理や予算編成作業等を通じて、改革を進めていきます。

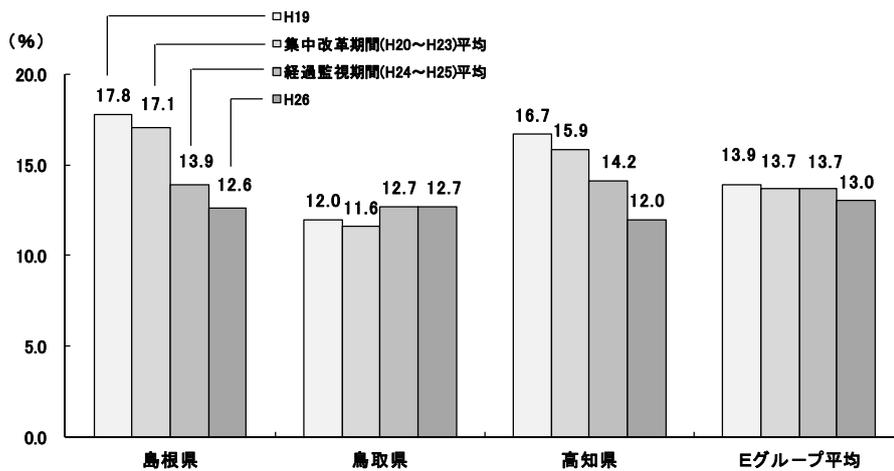
類似団体との財政指標の比較

主な財政指標について、本県と同じような財政力の県（Eグループ(*2)）との比較を行いました。

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の割合を示すもので、指数が低いほど健全度が高いことを表します。

本県は、これまでの財政健全化に向けた取組みにより改善がみられ、Eグループ平均とほぼ同水準となっています。

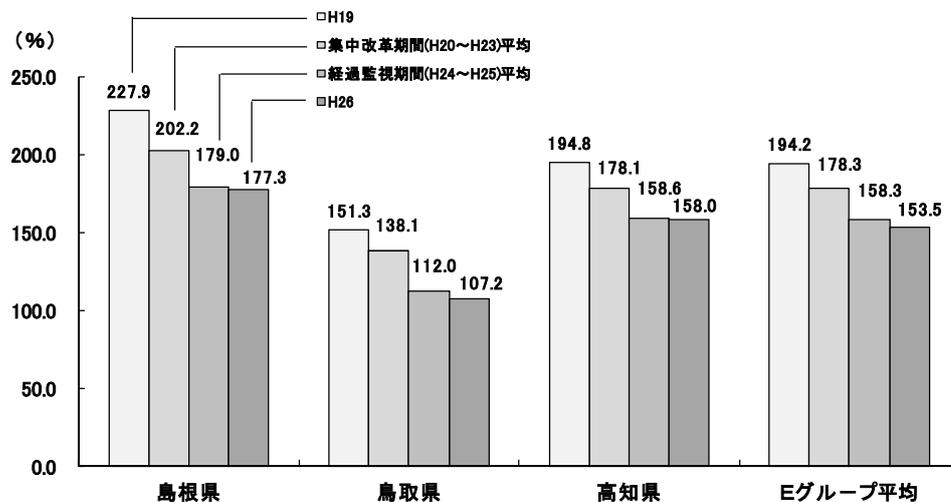


※H26は各県からの聞き取りによる数値を用いて算定

(2) 将来負担比率

将来負担比率は、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合を示すもので、指数が低いほど健全度が高いことを表します。

本県は、これまでの財政健全化に向けた取組みにより改善がみられるものの、Eグループ平均よりもまだ高い水準となっており、今後も継続した取組みが必要です。



※H26は各県からの聞き取りによる数値を用いて算定

(*2) 財政力指数が0.3未満の団体で、ここでの平均値は、比較のためH19年度の6団体（秋田県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、沖縄県）のみで算出しています。

財政健全化の実績

(1) 集中改革期間（20～23年度）

毎年度見込まれる収支不足 200 億円台後半のうち、200 億円程度の収支改善をしました。

[取組の効果額（H23年10月公表済）]

（単位：億円）

区 分		H20	H21	H22	H23
H19年10月時点の収支（見込み）		▲ 250	▲ 265	▲ 275	▲ 260
改革後の収支（実績）		▲ 102	▲ 100	▲ 87	▲ 46
改 善 額（実績）		148	165	188	214
内	行政の効率化・スリム化	69	73	73	73
	事務事業の見直し	15	29	41	60
	財源の確保	64	63	74	81
訳	うち執行段階での節減を除くもの	14	13	24	31

(2) 第1期経過監視期間（24～25年度）

集中改革期間における取組み効果を維持しつつ、毎年度の取組み等を通じて、平成24年1月時点の収支見込みに比べて、80 億円程度（執行段階での節減による財源の確保 50 億円を除くと 30 億円程度）の収支改善をしました。

[取組の効果額（H25年10月公表済）]

（単位：億円）

区 分		H24	H25
H24年1月時点の収支（見込み）		▲ 110	▲ 105
改革後の収支（実績）		▲ 27	▲ 24
改 善 額（実績）		83	81
内	行政の効率化・スリム化	3	5
	事務事業の見直し	1	1
	財源の確保	79	75
訳	うち執行段階での節減を除くもの	29	25

(3) 第2期経過監視期間（26～27年度）

第2期経過監視期間においては、第1期経過監視期間の取組みを継続する一方で、地方創生・人口減少対策に積極的に取り組み、財政健全化との両立に努めました。

その結果、平成25年11月時点の収支見込みに比べて、平成26年度は75億円、平成27年度は80億円（執行段階での節減による財源の確保50億円を除くと平成26年度は25億円、平成27年度は30億円）の収支改善をしました。

（単位：億円）

区 分		H26	H27
H25年11月時点の収支（見込み）		▲ 95	▲ 95
改革後の収支（実績）		▲ 20	▲ 15
改 善 額（実績）		75	80
内 訳	行政の効率化・スリム化	2	3
	事務事業の見直し	13	17
	財源の確保	60	60
	うち執行段階での節減を除くもの	10	10

注：H27の改善額（実績）は執行段階での節減による財源の確保
50億円を含んだ見込額

(4) 平成27年度における取組みの内訳（見込み）

第2期経過監視期間（26～27年度）の最終年度の平成27年度における取組み実績は、「今後の財政健全化の取組み方針（平成26年3月）」における取組みの方策及び目標に対して、当初予算段階では、次のとおり見込んでいます。

項 目	目標額	実績額
1 行政の効率化・スリム化	5億円程度	3億円
<p>(1) 総人件費の抑制</p> <p>ア 職員定員の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現業業務の外部委託や再任用職員の活用、期限付職員配置の見直し等により、平成14年度から29年度までの間に1,300人程度を削減 <p>イ 給与の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度から平成27年度において、特別職の給与及び一般職の管理職手当の特例減額を継続して実施 <p>[平成26年度及び27年度の給与の特例減額率]</p> <p style="margin-left: 20px;">特別職 ・ 知 事 給与の20%</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 副知事 給与の15%</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 常勤の監査委員、教育長、病院事業管理者 給与の13%</p> <p style="margin-left: 20px;">一般職 ・ 部次長級 管理職手当の12.5%</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 課 長 級 管理職手当の10%</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制を時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直し <p>イ 内部管理経費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信システムなどの維持管理経費の削減 <p>ウ 公の施設等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の管理運営費を適正化 ・ 外郭団体の自主的な経営努力を促し、県の財政的関与を削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定員の削減 2.1 ・ 特別職給与、一般職管理職手当の特例減額 0.9 	
2 事務事業の見直し	10億円程度	17億円
<p>(1) 一般施策経費 [県の判断により行っている一般的な施策にかかる経費]</p> <p style="margin-left: 20px;">集中改革期間における経費の段階的削減（平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね50%に削減）の取組み効果を維持</p> <p>(2) 経常経費等 [施設の維持管理費など毎年度決まって支出される固定的な経費]</p> <p style="margin-left: 20px;">集中改革期間における経費の段階的削減（平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね90%に削減）の取組み効果を維持</p> <p>(3) 公共事業費</p> <p style="margin-left: 20px;">補助公共、単独公共、維持修繕の事業費（県費負担額）について、集中改革期間における経費の段階的削減（平成23年度の県費負担額を平成19年度の概ね70%に削減）の取組み効果を維持</p> <p style="margin-left: 20px;">災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式による削減になじまない事業は、個別に所要額を精査</p>		

項 目	目標額	実績額
<p>(4) 特別な需要に基づく経費 [年度間変動が大きく臨時的な需要に対応する経費] 年度間変動の大きい建物の改修や設備の更新など、臨時又は特別な需要に対応する経費について、重点化・効率化の観点から、個別に見直し</p> <p>(5) 義務的な経費 [法令、契約等で実施が義務付けられた経費等] ・ 義務的な性質の経費について、個別に内容の再点検や見直し ・ 企業会計・特別会計について、事業毎に合理化・効率化を図ることによって一般会計負担のあり方を検討</p> <p>(6) 公債費 新規県債の発行抑制や繰上償還の実施などによって、県債残高を縮減</p> <p>(7) 見直しの留意点 ・ 公共投資は、社会経済情勢を踏まえつつ、県勢の発展や県民生活のために真に必要なであって、緊急的に実施すべきものについて、重点的に実施 ・ 新たな施設の建設事業は、財政健全化の見通しが立つまで原則凍結</p>		<p>・ 事業費の縮減 16.5</p>
3 財源の確保	65億円程度	60億円
<p>(1) 県税収入の確保 課税自主権の活用や経済活性化などにより税収を向上</p> <p>(2) 特定目的基金等の活用 ・ 特定目的基金の有効活用や特別会計の事業の見直し ・ 保有している基金の一部を国債等の債券で運用し、運用収入を向上</p> <p>(3) その他 ・ 県有未利用財産の売却や、広告収入の確保 ・ 使用料、手数料の見直しや、貸付金等の未収金の債権管理の徹底による、受益者負担の適正化 ・ 地方税や地方交付税等の一般財源の確保・充実に向けた、国に対する更に積極的な働きかけ ・ 執行段階での徹底した節減や予算を上回る歳入の確保</p>		<p>・ 市町村振興資金特別会計からの繰入れ 1.1</p> <p>・ 債券運用等による基金の運用収入の確保 3.5</p> <p>・ 未利用財産の売却 5.7</p> <p>・ 執行段階での節減 50</p>
収支改善額（合計）	80億円程度	80億円

(注) 実績（見込み）80億円は、H27当初予算ベース（ただし、執行節減見込み50億円を含む）

* この資料で用いている用語について

○ 「地方交付税」

地方公共団体間の税収の格差を調整し、財政運営に必要な財源を保障するために国から交付されるのが「地方交付税」です。この資料では、現金で交付される「地方交付税交付金」と、地方公共団体が借金で立て替える「臨時財政対策債」とを合わせた額をいいます。

なお、臨時財政対策債は、形式は借金ですが、毎年度の元利金の返済にあわせて地方交付税交付金が交付されるため、地方財政の負担にはなりません。

○ 「県債」

地方公共団体が行う借金を「地方債」といい、特に県が行うものを「県債」と呼びます。この資料では、前項で記述した臨時財政対策債を含めず、道路や学校などの建設の財源とするため県の判断で借入を決定している通常の県債のことをいいます。

○ 「財政力指数」

普通交付税算定の基礎となる基本的な需要額に対する基本的な収入の割合で、地方公共団体の財政力（財政の自主性、自由度）を示す指数です。

財政力指数が0.3未満の団体をEグループといい、鳥根県はこのグループに分類されます。

○ 「標準財政規模」

地方公共団体において通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、地方税収等に普通交付税を加算したものにより求められます。